近代学校における運動場の形成過程に関する研究（第1部）：岩手県学校設置開申書の分析から（明治16年）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大久保, 英哲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20454

近代学校における運動場の形成過程に関する研究(第1部)
—岩手県学校設置開申書の分析から (明治16年)—

大久保　英　哲

A historical study on the developments of elementary school playgrounds in Iwate prefecture of Meiji Era (Part Ⅰ, 1883)

Hideaki OHKUBO

Abstract(part Ⅰ)

The first standards for building an elementary school playgrounnd in Japan were provided for by the Standards of Elementary School Facilities, 1891. Afterwards, the playground of elementary schools in Japan had been well equipped.

The purpose of this study is to clarify how the playgrounds of local elementary schools were located before the establishment of the standards. The main materials are 383 school plane figures in a part of the applications of school establishments, which were presented to the Iwate Prefectural Office during 1883-84.

In this paper at the beginning, the problem of 169 school plane figures in 1883 are treated as Part Ⅰ. The problem of the rest 214 examples will be treated as Part Ⅱ.

The summary of the result was as follows:

1) Only 38 of 169 examples (21%) named the area of the playground. Among them the maximum area was 291 tsubo (960m²), the minimum area was 8 tsubo (26.4m²), and the mean area was 75.6 tsubo (249.5m²).

2) 124 examples estimated the playground area (Total school area minus Schoolhouse area) were classified into three groups. A) under 50 tsubo (165m²)-56, B) 50-100 tsubo (165-330m²) -26, C) over 100 tsubo (330m²)-42. That is to say, about 60% of the elementary schools in those days had hardly any playground area.

3) Most of the forms of the playgrounds were about the schape of square.

4) Most bearings of the playgrounds were south or east in the school area.

研究の動機・目的

本研究は，岩手県を事例として，わが国の地方における一般小学校の近代学校体育の草創期における形成過程の一端を，主として運動場という施設の側面を通して検討しようとするものである。

明治5年の「学制」によって制度上実施されることになった「体操」は，明治10年代の後半に至って，軽体操の全国への普及という形で一

平成元年9月14日受理

応の実体化を見た（能勢[1]）。そうした全国各地への体操普及過程を指導者という側面から眺めた時，最も大きな役割を担ったのは，言うまでもなく明治14年から全国各地域の中等学校に派遣された体操伝習所の卒業生たちと，彼らから体操の指導法を伝授されて，さらにそれを各地域の小学校等で実施していった各地の師範学校卒業生たちであった。その点で全国津々浦々までの体操の普及は２つの局面から捉えられることになる。しかるに，これまでのわが国の近代学校体育の地方への普及過程の研究については，主としてこの第１局面，即ち体操伝習所卒業生たちの地方における活動を中心に検討が加えられてきた（能勢[2]，大久保[3]）と言ってよい。

例えば岩手県の場合，体操伝習所第１回卒業生原収造の指導によって，岩手師範学校と中学校を舞台にして，明治14年からきわめて積極的かつ活発な体育活動が展開されていた事が報告されている（大久保[3]）。けれどもこの第１局面の舞台となったのは県立学校であり，予算や施設・設備等の教育環境は各県を代表する学校として特異に恵まれた状態にあったことを忘れるわけにはいかない。

これに対して第２局面ではどうだったのであろうか。この段階については主に史料的制約[4]から，十分研究が加えられていないのが現状である。しかしながら，第１局面の言わばエリート・モデルスクールと，国家統制的に義務教育化されながら国家権力としての政治的・経済的基礎が未確立・不安定なために，莫大な小学校教育費の財源を完全に住民負担に依存するという歴史的桎梏の中で出発せざるをえなかった第２局面の学校（根津[5]）では，事情は大きく異なっていたはずである。即ち新たな小学校教育費の財源負担を課せられた[6]住民にとって基本的に「学校は厄介者」[7]だったのであり，「教員の給与支払い困難」[8),9]な事態がまま生じるような一般学校では，体操実施も第１局面のように順調にばかり行われたのではなかったのではないかと考えられる。仮に体操に指導能力と熱意を持った師範学校卒業生が赴任してきたとしても，その実施には２つの克服すべき障害が存在していた。１つは体操という教材について住民の理解を得る問題であり，１つは施設（場所）の問題である。

先ず，それまでの読み・書き・算盤を中心にした寺子屋時代の教育内容からいきなり外国の翻訳的教科内容に切り替わったのであるから，それに対する戸惑いは少なくなかった。中でも体操は「身振り・手振りなど発狂人の稽古」[10]として相当の違和感を以て受け止められた教科だった。これは体操がわが国の文化的伝統とは全く異なった土壌から生まれた輸入教材であって，必ずしも好意的にばかり受け取られたのではなかった事実を示すものである。そして，こうした「発狂人の違和感」がどう咀嚼され，自己のものとして同化されてきたのかは実はわが国の近代精神の形成と関わって重要な問題であり，体育史研究の側からもぜひ明らかにされなければならない課題である。

明治18年に岩手県内で体操を実施している学校は「およそ50校」[11]となったが，この数字はどのように理解すべきなのであろうか。当時の総小学校数は754校[12]であるから，実施率から言えば僅か6.6%に過ぎない。ほとんど体操は行われていなかったとさえ言いうる数値である。けれども，これを指導者養成の観点から見るとまた様相は違ってくる。

原収造着任（明治14年９月）から離任（明治17年２月）迄の岩手師範学校卒業生は53人[13]。この当時の岩手師範学校の修業年限は２年半（中等師範学科），もしくは４年（高等師範学科）[14]であるから，原の指導を受けさらに彼の消極的継承者[15]であった山内卯太郎の指導を受けた卒業生42人[13]を加えても，この調査時点（明治18年12月）までの卒業生は全部で95人であったことになる。当時，体操指導が可能であったと思われる人々は，この95人の師範学校卒業生の他には体操講習会の受講者およそ90名である。合計約200人中「およそ50」人が体操を実施に移した

のであるから[16]，実に4人に1人は忠実に師範学校の教育に従って体操を実施したことになる。また施設の面から見るならば，同様の率で当時の学校は既にまがりなりにも体操を実施しうる運動場を有していたか，あるいは近接地にこれに代わるものを得られたことになる。当時の「体操」が移動運動をあまり伴わない形式的徒手体操が中心であったとは言え，やはりそれでもある程度の広さ（およそ1人1坪見当）を必要とするものであったことには違いない。「体操」を実施に移せるか否かには，運動場の有無，広狭が密接に関わっていたのであることは，明治19年に西南閉伊郡を学事巡視した岡井益太郎督学官が「遊歩場が無いために体操を実施できない」という教員の体操不実施の釈明に「やむを得ざ」ることと理解を示している[17]ことからも知られよう。このような事情を斟酌するならば，この当時体操指導可能な教員の中で4人に1人が体操を実施できたということは，「運動場など殆ど無かった」(梅根[19])と言われる当時にあっては驚くべきことであって，後に述べる奈良県を調査した津田[18]の得た結論とは大分ちがってこざるを得ない。

そしてこの時代以後の近代学校体育の普及と定着は体操伝習所卒業生の順調な輩出によって，指導者という人的問題から次第に運動場の確保と拡大という物理的問題に移行していったと考えられる。しかしながら，その際の運動場の確保や拡大のための努力や負担は一切住民に負わせられていたのである。前述した梅根の言うように，近代学校体育の展開とともに運動場が確保され拡大されて行ったとすれば，そこには「発狂人のような」体操という住民の体操に対する否定的な受容態度が次第に肯定的な態度に変化していったのでなければならない。近代学校体育の形成はそうした人々の受容に支えられてはじめて可能であったのである[20]。地域の人々がどのような過程を経て近代学校体育を受容して行ったのか，本研究はそれを学校運動場の確保と拡大の過程の中に捉えようとするものである。そこで本小論ではそのための第1歩として，こうした運動場確保や拡大に関する研究の出発点となる，「体操」がまだ未定着の頃，即ち明治16・17年当時の岩手県下の運動場実態について明らかにしておきたい。

先行研究の検討及び研究の方法

ところで，運動場に関する歴史的な研究にはいくつかの先行研究が見られる。例えば，梅根[19]はわが国の学校が現在のような広い運動場をもつことを定めたのは明治32年のことであり，これは学校でベースボールやフットボールはては隊列行進（兵式体操）など移動運動を伴う教材の普及が相当程度進行した時点でもたらされたものであったことを明らかにしている。近代学校が初めからこうした広い運動場を有していたのではなかったのである。さらに，谷釜[21]は主として法制史の観点からこうした運動場の定型化要因を検討し，それには①運動教材の種類，②日照等の衛生上の配慮，③経済的要因，の3つの要因が存在することを明らかにした。福地ら[22]はこれらを踏まえて地域史の観点からの検討の必要性を認め，群馬県の場合について若干の事例研究を行った。さらに，津田[18]はこうした地域史研究には地域の状況や財政事情の考慮が不可欠であるとして，それらに関する記述が豊富に見られる当時の「学校設置開申書」に着目し，明治15年から17年までの奈良県における学校設置開申書451通を分析した。これによれば，当時の奈良県下で，遊歩場もしくは運動場と明示されていた例は僅かに16校しか無く，明示されていない場合も含めてその面積は非常に狭く，全体の8割の学校が運動場として利用可能な敷地を100坪（18m四方）未満しか持っていなかった。現在からすれば無きに等しいと言えるものであったが，これは学校が寺院等を借用したり，新設されてもせいぜい100坪前後の校地面積しか持たなかったことから来る限界であった。運動場どころか学校の設立維持すら辛ろうじて成り立っていた当時の状況を浮き彫りにし

たと言ってよい。このように津田の研究方法は明治における学校体育草創期の運動場を社会的・経済的視野の中で総合的に捉えることに成功している点で注目すべき方法であった。それによって，従来あまり明らかにされてきていない，各地方における住民の近代学校体育の形成への関わり方や態度の一端が明らかにされる可能性が考えられるからである。

そこで本研究はこの津田の優れた研究モデルを援用して，岩手県の場合について検討する。資料は，明治16年の岩手県学校設置開申書169通と，明治17年の岩手県学校設置開申書214通，合計383通を主に用いる。

史料について

(1)　「岩手見学校設置開申書」の法的根拠

明治12年９月29日「教育令」は，第20条「公立学校を設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」，第21条「私立学校を設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ開申スヘシ」，と町村立・私立学校の設置・廃止に際しては県令に報告もしくは認可を受けなければならないことを規定した[23]。岩手県ではこれに基づいて明治13年４月16日付で「公立学校設立願伺届文例文部省伺之件」[24]を管内に布達，次いで明治14年６月21日付で「改正教育令」第22条に基づいて「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」[25]を追加布達した。

しかし，この通達だけでは開申書の提出状況が思わしくなかったらしく，岩手県では明治16年10月９日に「既設ニ係ル学校設置開申方，各郡役所へ御達」[26]を発してその督促を図った。これは以前の通達では新設の学校しか開申書を提出して来ず，既設の学校は未提出であった状況を示すものと思われる。これは新設の学校のみが提出すれば良いという誤解を生むような県側の通達ミスの結果であったのか，それとも政策の変更であったのかは明確ではないが，督促「御達」が稗貫郡，東西和賀郡を除外する旨の序文を添えているところから，この３郡は最初から既設学校の開申書も提出していたものと考えられる。いずれにしても明治16年の通達によって当時の岩手県内の全ての学校は「学校設置開申書」の提出を義務づけられたわけである。

(2)　「岩手県学校設置開申書」の提出状況

明治13年の開申書提出令以後，各郡役所を経由して開申書が県庁に集められた筈である。開申書綴りは明治14年分から作成されてはいるが，明治14，15年分の簿冊は汚損が激しく，判読を断念せざるを得なかった。しかしその分量はきわめて少なく，この２冊の簿冊に収められている開申書数は，その分量からみてせいぜい30校分程度と思われる。

さて，明治16年に提出が多かった郡は，稗貫郡，東和賀郡即ち北上川沿いの郡役所を中心にした地域であって，他の地域は比較的少ない。明治16年10月９日付前述督促「御達」がこれらの地域を除外していた理由もこの点にあったと考えられる。明治17年には殆ど全県下の地域から提出が見られることから，この督促「御達」

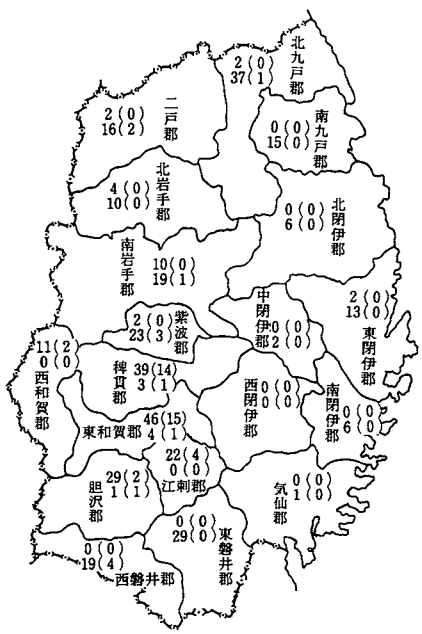

図１　明治16・17年の学校設置開申書提出状況
（上段は明治16年，下段は17年を示す。（　）は運動場表記数）

の効果が窺われる。結果的に，明治16年と17年の違いを時間的推移による同一地域の比較という形で利用することは無理である。(図1参照)

今回得られた資料は，明治16年分169校分，明治17年214校分，計383校分である。しかしながら，明治16年の岩手県内の総小学校数は635校であるから，およそ半数の学校しか提出しなかったことになる。なお，提出の遅れた分が明治18年以後の簿冊にも存在する可能性も考えられるが，その点については未検討である。

(3)　「岩手県学校設置開申書」の内容

「開申書」に記載されている内容や形式は個々の学校によって若干の差異が見られるが，一般的な例として紫波郡杤内小学校の場合を示しておこう（注[27]参照)。

注[27]のように「開申書」には，設置目的，名称，位置，学科学期課程，教科用書籍器械，試験法，入学退学等の規則，休業定日，授業料規則，生徒心得，生徒罰則，教員等職務心得，教員及び助手の人員数と俸給，学力品行及び履歴，生徒数，敷地建物，歳入歳出予算，保護負担の町村名，学校平面図，借用書，等が含まれている。なお，注の図2，図3はこの杤内小学校「設置開申書」に添付されている借用証書と学校平面図の一部である。

(4)　運動場名称の有無と実態

この記載内容にみられる項目は「本県御成規之通」という字句から察せられるように，モデルがある。明治15年岩手県が学事規則を改正するに当たって文部省に問い合わせた「小学校通則制定文部省ニ伺イノ儀」に同様の項目及び例規が見られるからである。この例規の中で本研究にとって重要と思われる項目について簡単に言及しておく。

「生徒心得」第15条は「遊歩場ニ在テハ快活和順ナル遊戯ヲ為シ幼童ヲ致傷スル事勿レ」，また第18条に「校内ノ花卉及遊歩場備付器具ヲ致損スル事勿レ」と「遊歩場」について述べている。遊歩場の存在を前提としているかのようである。しかしながら，「本県御成規之通」という杤内小学校には学校平面図にまがりなりにも「遊歩場」が見られるものの，例えば二戸郡田野小学校などでは，遊歩場について言及した生徒心得を例規通り記載しながら，その平面図には遊歩場は明記されていないし，またとくにそれに相当するような敷地を取っている形跡も見られなかった。逆に平面図に「遊歩場」がある学校の生徒心得を見ても，遊歩場に関する言及のしかたが他と異なっているわけではなく，結局どの学校でも県側で作成した通則例規をそのまま機械的に採用したものと考えられる。したがって，生徒心得に「遊歩場」記述が見られるから，あるいは平面図にそのような記述が見られるからといって，実際に「遊歩場」が存在したと考えることは危険である。津田の指摘したように，平面図等に見られる校地面積と校舎の位置や面積，方位等を実体的に検討する必要があるのはこのためである。

本研究では明治16・17年における学校運動場の実態を主として「学校設置開申書」に添付されている平面図をもとに検討していく。その際，それぞれの年度の資料数が数百点に及ぶこと，明治16年分には特定の地域からの提出分が多くみられ，地域性なども考慮する必要があること等の理由から，第1部（明治16年)，第2部（明治17年）に分けて論述していくことにする。

第1部　明治16年「学校設置開申書」に見る学校運動場実態

(1)　運動場の面積

(a)　運動場面積が明確に特定できるもの

今回得られた平面図の中で，運動場の面積を明確な形で把握できたのは，169例中38例であった。これは3通りあり，①平面図中に敷地坪数や建物坪数とともに「遊歩場」の記述があり，敷地坪数や建物坪数からその面積が算出できるもの（32例)，②面積を「遊歩場○坪」と明記しているもの（5例)，③運動場に相当する部分を「敷地」と称して示しているもの（1例）に分

表１　明治16年「運動場」表記があり、面積の特定できる学校

No	郡名	学校名（小学校）	(人) 生徒数	(坪) 敷地面積	(坪) 建物面積	建物 形状	建物 位置	運動場 名称	運動場 面積	運動場 形状	運動場 方位	1人当 (坪)
1	胆沢	下河原	102	95	65	長方形	北	遊歩場	30	長方形	南	0.29
2		上幅	119	48	36	長方形	北	遊歩場	12	長方形	南	0.1
3	江刺	開誠	50	72	23.5	長方形	東	遊歩場	48.5	長方形	西	0.97
4		餅田（分校）	250	170	116.7	長方形	東	遊歩場	35	長方形	西	0.14
5		倉沢	172	235.5	42	長方形	不明	遊歩場	193.5	長方形	不明	1.12
6		三照	77	120	27	長方形	不明	遊歩場	93	不明	不明	1.20
7	東和賀	立花	65	72	24.5	長方形	中央	遊歩場	47.5	長方形	周囲	0.73
8		中内	40	120	57.2	長方形	西	遊歩場	62.8	長方形	南	1.57
9		安俵	83	64	21.5	L型	中央	遊歩場	24	長方形	南	0.28
10		公立更木	91	94.5	30	長方形	北	遊歩場	40.5	長方形	南	0.44
11		智開	40	15	12	L型	北	遊歩場	50	長方形	南	1.25
12		浮田	52	96	40	長方形	不明	遊歩場	56	長方形	不明	1.07
13		田瀬	73	34.5	13.5	長方形	南	遊歩場	21	長方形	北	0.28
14		十二鏑	64	92	32	長方形	北	遊歩場	60	長方形	南	0.93
15		土沢	79	76	40	長方形	北	遊歩場	36	長方形	南	0.45
16		晴山	28	42	21	長方形	北	遊歩場	21	長方形	南	0.75
17		才羽	59	20	12	長方形	北	遊歩場	8	長方形	南	0.13
18		横志田	30	23	11	長方形	北	遊歩場	12	長方形	南	0.4
19		小山田	83	300	40.5	L型	北	遊歩場	259.5	長方形	南	3.12
20		滑田	48	60	32	長方形	北	遊歩場	20	長方形	南	0.41
21		軽井沢	100	284.4	38.2	長方形	不明	遊歩場	246.1	長方形	不明	2.46
22		成嶋	60	144	21	長方形	中央	遊歩場	123	長方形	周囲	2.05
23	西和賀	土内川	70	57.5	33.5	長方形	西	遊歩場	24	長方形	東	0.34
24		猿橋	80	104	40	長方形	南	遊歩場	64	長方形	北	0.8
25	稗貫	矢澤	86	55	40	長方形	北	遊歩場	15	長方形	南	0.17
26		五大堂	64	110	21	長方形	北	遊歩場	44	長方形	南	0.68
27		内川目	320	120	19	不明	不明	遊歩場	101	長方形	不明	0.315
28		新堀	200	64	50.5	L 型	北	遊歩場	13.5	長方形	南	0.06
29		高松	58	65	17	L 型	北	遊歩場	48	長方形	南	0.82
30		寶倉	62	170	30	長方形	北	遊歩場	140	長方形	不明	2.25
31		坂上	110	142	28	台形	北東	遊歩場	114	台形	南西	1.03
32		外川目	187	170	41	長方形	北	遊歩場	129	長方形	南	0.68
33		黒沼	56	341	50	長方形	中央	遊歩場	291	長方形	南	5.19
34		戸塚	155	71	30	長方形	北	遊歩場	40	長方形	南	0.25
35		八重畑	124	90	29	長方形	北	遊歩場	40	長方形	南	0.32
36		本城	184	240	27	長方形	中央	遊歩場	196	不明	周囲	1.06
37		花巻	161	161.5	68	長方形	南	遊歩場	88	L 型	北	0.54
38		豊沢	9	34	10	長方形	北	敷地	24	長方形	南	2.66
		平均	131.8	112.4	34.0				75.6			0.77

けられる。(名称の違いを抜きにすれば③は①に相当する。)表1はこれら38例をまとめたものである。(No.1下河原小学校からNo.35八重畑小学校までが①，No.36本城小学校からNo.37花巻小学校までが②，No.38豊沢小学校が③である。)

これらの中で最も広い運動場を有していたのはNo.33黒沼小学校の291坪である。100坪以上の運動場を備えているのはNo.33黒沼小学校を含めた10校である。この100坪というのは，それでもって運動場の設置基準が整ったとされる明治32年の「小学校設備準則」にもりこまれた尋常小学校の運動場最低面積が100坪なのである。(生徒数が100人を越える場合，1人当たり1坪以上の広さが付加される。)運動場の広さは，そこで行われる運動の種類や内容，人数等を考慮しなければならないが，100坪は18メートル四方の大きさであり，決して広いわけではない。残り28校に至ってはNo.6に三照小学校の93坪がもっとも広く，狭いものはNo.17才羽小学校の僅か8坪である。平均は75.55坪である。以上は運動場の表記があり，かつその面積が何らかの形で特定できる学校についてのみ見た場合である。

(b)　運動場上限値が計算できるもの

上述38例以外にも，敷地面積から校舎面積を差引いて残った部分の面積，すなわち運動場になりうるフリースペースが広い学校もあった。しかしながら，実際にその内のどれだけが運動場と見做せるかということにはいくつかの問題がある。第1は上述の38例以外については形状のみが示されており，実際の面積を正確に知ることはできない。平面図の正確性によってフリースペースの大きさが全く異なってくるのである。第2に，敷地の大きさや形と校舎の位置によって運動場と見なしうる面積は大分違ってくる。敷地面積から建物面積を引いた値はその学校の運動場面積の上限にはなりうるが，そのまま運動場面積とはなりえないからである。そこで，平面図から運動場の面積を特定できない学校については，運動場面積の上限として敷地

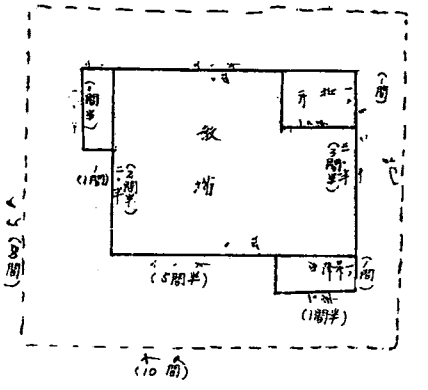

図4　東和賀郡黒沢尻川岸学校（明治16年）
（　）は筆者

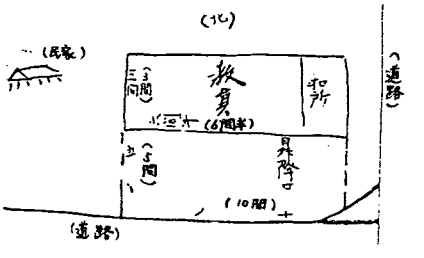

図5　東和賀郡山口学校（明治16年）
（　）は筆者

坪数から建坪数を引いた面積で考えることとする。但し，この値が実際の運動場面積とどれくらい近いかということは，敷地の形や建物の位置，形によって様々である。

例えば，図4，図5はそれぞれ東和賀郡の黒沢尻川岸学校，山口学校の平面図である。敷地面積はともに80坪で，建坪はそれぞれ26.5坪，30坪であり，差し引くと53.5坪，50坪となる。ほとんど数字の上では差がないと言えよう。しかし，この両校は建物の位置が異なる。山口小学校は，建物が敷地の北端にあるため，50坪という数値はほぼ実際の運動場に等しいと考えてよいと思われるが，建物が敷地の中央にある黒沢尻川岸学校の53.5坪は建物の周囲の面積であって，これを運動場と言いうるかどうかは問題であると言わなければならない。

表２　上限となりうる運動場面積（敷地面積－建物面積）

面積（坪）	胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
0 - 50	2	6	26	7	13	0	0	0	0	2	0	56
50 - 100	5	3	10	3	6	0	0	0	0	0	0	26
100 - 150	1	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	12
150 - 200	6	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	13
200 - 250	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
250 - 300	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3
300　以上	1	3	2	1	3	0	1	0	0	0	0	11
不明	14	5	2	0	3	4	9	2	2	0	2	45
合計	29	22	46	11	39	4	10	2	2	2	2	169

以上のような問題は残るが，ここではとりあえず，あくまでも運動場の上限と考えられる値として，敷地坪数から建坪数を引いた値を169例全部について算出を試みた。その結果を各郡別にまとめたのが表２である。

この表でも分かるように，算出できた学校は124校と全体の７割であった。これは，①平面図に建坪数しか記入されていない　②平面図に寸法が全く記入されていない　③立体画のみで平面図もない，例があったためである。124例の内約５割の56例は50坪未満であり，26例は50―100坪である。即ち，およそ６割の学校は100坪（18メートル四方）の運動場さえ確保できなかったことになる。

一方，300坪以上の学校が意外に多く，11例を数えた。中でも最も広いのは，稗貫郡根子学校で1332.5坪であった。

(c)　生徒１人当たりの運動場面積

ところで，学校の運動場面積を見る時，学校規模即ち生徒数も考慮しなくてはならない。それは生徒１人当たり１坪以上の運動場面積が要求されるからである。そこで上記(a)38例と(b)124例を合計した162例について，運動場面積を生徒数で割った割合で面積の大きさを見ることにした。その結果が表３である。

全部で11郡の内，江刺郡と稗貫郡の２つは，1.0以上ある学校の割合が５割以上と高い数値を示していた。他の郡は概ね３割程度ある。例えば，東和賀郡は表２によれば，８割の学校が狭い運動場面積（100坪未満）しか持っていなかった（この100坪未満36例の内26例は50坪にも満たない）が，生徒１人当たりで見ても１坪以上を示す1.0以上は全体の約３割足らずで，学校の規模がきわめて小さく敷地面積も少なかったことが窺われる。

北上川沿にある江刺，稗貫の２郡が高い数値を見せているのは，当時の水運による交通体系によって，比較的早くからこの地域が学校教育に敷地を多く提供できる余裕を持っていたことを示しているのかもしれない。

表３　１人当たりの運動場面積

面積（坪）	胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
0.1 坪未満	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	4
0.1 - 0.2	1	1	5	2	2	0	0	0	0	1	0	12
0.2 - 0.4	2	4	10	3	4	0	1	0	0	0	0	24
0.4 - 0.6	3	0	8	0	5	0	0	0	0	1	0	17
0.6 - 0.8	2	1	4	0	4	0	0	0	0	0	0	11
0.8 - 1.0	3	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	7
1.0 坪以上	4	10	14	3	19	0	0	0	0	0	0	49
不明												
合計	15	17	44	11	36	0	1	0	0	2	0	124

表4　小学校の敷地面積（明治16年）

面積(坪)	胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
0 - 100	5	6	35	7	15	0	0	1	0	2	1	72
100 - 200	6	5	5	3	13	0	0	0	0	0	0	33
200 - 300	5	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	12
300 - 400	0	1	1	0	3	0	1	0	0	0	0	6
400 - 500	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
500 - 600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
600 坪以上	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
不明	12	7	2	0	2	4	9	1	2	0	1	40
合計	29	22	46	11	39	4	10	2	2	2	2	169

162例の中では根子学校の1350坪が最も大きく，次いで小袋学校の408.5坪，黒沼学校の341坪が大きい。根子学校の生徒数は186人，小袋学校は66人，黒沼学校は56人であるから，この3校は生徒数の少ない割には大きな敷地面積を持っていたことがわかる。

運動場面積は敷地面積の範囲内でしか確保できないのであるから，上に述べたように敷地そのものが狭い以上運動場面積も狭くならざるを得ないのである(敷地面積は表4参照)。こうした中でも，表5に見られるように，校舎をL字，またはコ字型にしたり，敷地の端に建てたり，或いは東和賀郡や稗貫郡等に見られるように，2階建ての校舎を建てるなどして，限られた敷地内で運動場を確保するための配慮が加えられていると見なされる例を見ることができる。しかし工夫がなされていると言っても，従来の寺院や民家を借用している場合には手が加わっていない。従ってこれは新築の場合にのみ検討すべきことがらである。が，平面図にはそれが新築であるか否かの記述は必ずしも明記されていないため，ここでは162例中にそのような例が見られるという指摘にとどめざるを得ない。

(2) 運動場の形状

明治32年の「小学校設備準則」では，運動場の形状について「方形若クハ之ニ類スル形状」と指示されているが，明治16年ではその実際はどのようだったのであろうか。ここでは169例全部について検討していく。

その際，敷地のどの部分を運動場と見なすかが問題である。敷地全体のうち建物を除いた部分が必ずしも運動場とは限らないし，運動場と思われる場所がある学校の平面図を見ると，それは「空き地」や「庭」であったりする。また特に建物が敷地の中央にあるような場合には，その周囲全体を運動場と見なして述べる事には

表5　小学校の形状と方角（明治16年）

面積(坪)		胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
小学校数		29	22	46	11	39	4	10	2	2	2	2	169
建物形	長方形	24	20	39	8	29	2	7	1	1	2	0	
	方形	2	1	0	0	台形1	E 形1	F 形1	F 形1	0	0	0	
	L 形	2	0	7	3	6	S 形1	T 形1	0	0	0	T 形1	
	不明	1	1	0	0	3	0	0	0	1	0	1	
建物位置	中央	12	5	11	0	9	3	2	0	0	1	0	
	北	7	2	23	6	14	0	1	0	0	0	0	
	南	1	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	
	東	0	1	0	1	北東1	0	0	0	0	0	0	
	北西	0	2	北東1	西南1	3	0	0	0	0	0	0	
	西	0	0	5	2	4	0	0	0	0	1	0	
	不明	9	11	4	0	6	0	6	2	2	0	2	

問題がある。そこでこの中央に建物がある場合には，その周囲のどの場所が運動場とみなせるか確かめてみることにした。確かめる方法は，およそ次の通りである。

中央に建物がある小学校（169例中20例）について，その学校の生徒数と敷地坪数から建坪数を引いた，運動場と思われる坪数を算出する。

次に，当時の小学校を４学年（教育令では就学義務は８年であるが，最大限４年までの短縮を認めていたため，事実上４年である。）と仮定して４で割り，１学年１クラスの人数を出す。これは当時クラス単位で体操の授業が行われていた可能性を考慮したものである。（全校一斉に行った場合の１人１坪の割合については既に表３に示してある。）

次に，運動場と思われる坪数であっても，平面図で明らかに通路程度のものと思われるものは除外する。残った例について，平面図の建物に書き込んである寸法をもとに，運動場となりえそうな周囲の中で最も広い場所の面積を割り出す。

そして，その面積を学年の人数で割り，１人当たり１坪以上の面積を持つ小学校については運動場と見なすことにした。

その結果，この基準に該当するものは10例であった。もちろん，ここで問題なのは当時の岩手県において，学年別の授業が行われていたのかどうかである。全体的にみて寺子屋風の建物で，教場が１つという場合が少なくない。そこで，寺子屋でしかも教場も１つという学校は体操を実施するにしても，全校一斉であったろうとみなし，10例の中から除外することとした。しかしその10例に関しては寺子屋風の建物は意外に少なく，該当する小学校は１校だけであった。したがって，中央に建物がある場合で，運動場とみなされる坪数を持つ学校は９校であったことになる。

このようにして，平面図169例のうち，「遊歩場」，「敷地」等の名称で運動場部分を示した38例（表１），名称はないがとにかく運動場とみなされる敷地（１人１坪以上）（表３）を有する49例，さらに上述の９例を合わせた96例の学校が体操に利用できる敷地を持っていたことになる。

この96例の運動場の状況を示したのが表６である。

96例の中で「長方形」と「ほぼ方形」を合わせると69例になる。他はＬ型11例，台形11例，

表６　運動場の形状と方角（明治16年）

面積（坪）		胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
小学校数		29	22	46	11	39	4	10	2	2	2	2	169
運動場表記		2	4	15	2	14 *1	0	0	0	0	0	0	37
運動場位置	東	0	南東3	5	2	4	0	0	0	0	1	0	
	西	0	2	南西1	1	南東1	0	0	0	0	0	0	
	南	7	1	24	5	19	0	1	0	0	0	0	
	北	1	1	2	2	南西1	1	1	0	0	0	0	
	周囲	12	3	10	南西1	7	3	2	0	0	1	0	
	不明	9	12	4	0	7	0	6	2	2	0	2	
同形状	長方形	5	7	22	6	19	0	1	0	0	0	0	
	台形	3	L 形1	5	1	4	0	L 形2	0	0	0	0	
	方形	12	3	T 形1	0	9	3	2	0	0	1	0	
	不明	0	11	L 形4	L 形4	コ形2	0	5	2	2	1	2	

*1　この中に「敷地」１含む．

表7　運動場の方位（明治16年）

方位	胆沢郡	江刺郡	東和賀郡	西和賀郡	稗貫郡	北岩手郡	南岩手郡	二戸郡	紫波郡	北九戸郡	東閉伊郡	合計
北	1	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	8
東	0	0	3	2	4	0	0	0	0	0	0	9
南	3	1	24	5	20	0	0	0	0	0	0	53
西	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南東	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
南西	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3
北－東	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
北－西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南－東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南－西	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	1	6	11	4	0	0	0	0	0	0	22
合計	4	7	37	22	32	0	1	0	0	0	0	103

その他6例である。概ね「方形若クハ之ニ類スル形状」と言って差し支えない。

運動場の形状は敷地の形状や建物等の形状によって左右されるが，この時代既に運動場としては，方形もしくはそれに近い形のものが考えられていたことになる。

(3) 運動場の方位

運動場の方位は，衛生的環境整備の立場から，風通しが良く，日当たりも良好と思われる東方もしくは南方が理想的であると文部省側では，明治28年「学校建築図説明及び設計大要」に示した。

表7の運動場方位の項目は，運動場として示されている場所がどの方向に面しているかを表したものである。「南一東」というのは例えば，方形の敷地の北西に校舎が立っている場合，運動場は校舎から見て南側から東側にかけて広がっている状態を示している。

表7に示されている全部で96例の内，方位が明らかにされていないものは4例である。これ以外の92例は方位が明らかであり，やはり南側もしくは東側にかけてが多い。

中でも東和賀郡は37例中28例（76%）がそれであり，稗貫郡も32例中20例（62%）と高い。しかし，北側という例が全くないわけではない。もっとも当時の校舎はほとんどが平屋で，わずかに2階建てが見られる程度であるから，日当たりだけからは南である必要性はそれほどでもなかったかもしれない。

(4) 性別区画と新築学校の運動場

ここでは平面図169例に示された運動場の中で，他と異質な2例について検討する。1つは江刺郡福岡村仁田小学校で，性別区画された校舎を持ち，その南に運動場らしい敷地を持っている。もう1つは，明治16年に岩手県でただ1つの新築の届けを出した，南岩手郡繋小学校の例である。

①江刺郡福岡村仁田小学校

仁田小学校は敷地30坪，建坪12.5坪で生徒数47人の小規模な学校である。図6がその平面図で，これによると，先ず昇降口が男女別に区画されている。教室は昇降口を境に1－6までの番号を付されて6－8室にそれぞれ区画されている。授業が学年もしくはクラス別に行われていたことを窺わせるが，そうだとすると体操も男女別に行われていた可能性を有する。校舎の南側に体操ができる程度の敷地もある。けれども運動場が男女別に区画されていないどころか，「遊歩場」等の運動場表記さえ見当たらない。教員も1人で，生徒数も少ない。明治16年には，岩手県の校舎の多くは寺子屋風で，教室も1室という場合が多い。男女別区画と学年別教室を

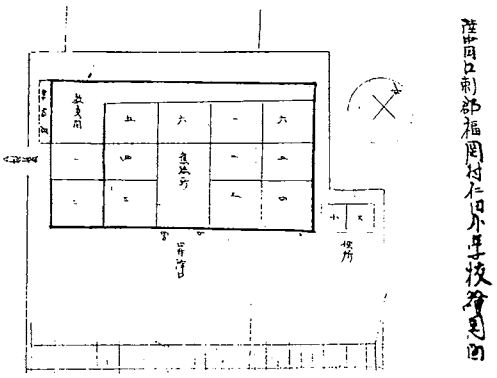

図６　男女区画を持つ江刺郡仁田小学校

持っていたのは平面図で見る限り，江刺郡の上口内，下口内，柳木田小学校１校と仁田小学校の４校だけであった。いずれも仁田小学校と同様，授業を学年もしくはクラス別に行っていた可能性は現実には低く，ましてや体操をそのように行っていたとは殆ど考えられない。

②岩手郡繋小学校

岩手郡繋小学校は明治16年に新築された小学校である。敷地354.62坪，建坪22.5坪，生徒数120人と比較的大きな規模の学校である。図５はその平面図である。これによれば，教室は「生徒溜」として１室だけで，新築とはいえ，従来の寺子屋風と何ら変わるところはなかった。

次に，運動場について見てみよう。先ずこの平面図には「遊歩場」等の運動場表記は見られない。そこで，敷地から建坪数を引いた面積を算出すると，333.12坪と比較的広く，１人当たり３坪に近い広さである。校舎の位置も東端寄りであり，この場所が運動場として利用できる可能性は充分あったと考えられる。

ただ問題は運動場の方角である。既に触れたが，文部省の基準は南側もしくは東側であった。この平面図では運動場は明らかに，西あるいは北側にある。運動場にあっても方向等に関しては特別な配慮はなされていなかったのである。学校建築の平準化が明治16年当時まだ進行していなかったことを窺わせる。

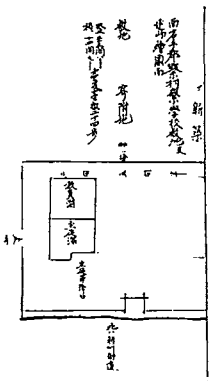

図７　新築された南岩手郡繋（つなぎ）小学校

結　　語

以上，明治16年の岩手県の運動場について169例の学校平面図をもとに検討してきた。先ずその結果を簡単にまとめておこう。

(1)　「遊歩場」等の名で運動場を表記してあったのは38例（21％）に過ぎなく，その面積は最大291坪，最小８坪，平均75.6坪であった。

(2)　一方，運動場表記の有無を抜きにした運動場になりうる最大値（敷地面積－建物面積）（124例）をみてみると，100坪以下が82例（66％），100坪以上が42例（34％）であった。広い敷地を持つ例は北上川沿地域に多く見られた。

(3)　運動場の形状は方形またはこれに類するものが大部分であった。

(4)　運動場の位置は，校舎の南側もしくは東側が大多数であったが，北側もしくは西側の例も若干見られた。

注及び引用・参考文献

1）能勢修一，明治体育史（増補版），逍遙書院昭和56年，121頁

2）能勢修一，「体操伝習所卒業生の体育活動」鳥取大学教育学部研究報告，教育科学，第13巻１号，157―78.

3）大久保英哲，「体操伝習所卒業生原収蔵の岩手県における体育活動について」体育学研究第32巻１号，11―24頁，1987.

4）火災，戦災による亡失，或いは体操が軍事と密接な

関連を持っていたことによる敗戦時の処分等もあって，どの県でもと言うわけには行かないが，県立学校等に関しては県庁文書，学校日誌等に一次史料を見出せる場合がある。これにたいして一般学校については，資料保存の規定未整備などの理由により，統一的な一次的史料を得ることには相当の困難がある。

5）根津修貴雄，「明治初期岩手県における小学校教育費の社会的統制と組織化」，荒井武（編），近代学校成立過程の研究，御茶の水書房，1986，122頁.

6）こうした状況について岩手新聞第11号（明治17年6月4日），12号（6月5日）は北閉伊郡小川学校の例を次のように伝えている。

「北閉伊郡小川学校と称するは，門，穴沢，母衣綿の三ケ村，戸数合わせて四百四五十戸ありて山間僻陬にして人家星散の地なり。・・・門村の中央なる不昧庵寺の仮学校を・・・新築にすることを協議決定し，その費金は四百余円の予算なり。該金額を夫々寄付にて募らんとする・・・」

7）岩手日々新聞，第144号，明治20年3月18日

8）巌手新聞，第224号，明治18年2月23日によれば，「○教員の困難　金融の逼迫何処も同じことながら盛岡以北各郡の僻村は殊に甚だしく，その影響痛く学校に及び，書籍器械は勿論筆墨紙だに購求せず。教師給料の如きは大体五六ケ月も滞り，甚だしきは昨年中丸で一金も渡さぬ場所もある由。それゆえ教員の困難甚だしく，日常の衣食さえも差し支ふる程なりと。・・・」（句読点筆者）

9）巌手新聞，第321号，明治18年6月18日によれば，「○学校費に鍋釜を納む　北閉伊郡有芸村辺の或る学校の教員へ戸長役場より人民の上納金一切無きが為，給料を遣られぬからとの申し訳をなし，四ケ月ばかり滞りし所，教員も糊口に差し支える次第故戸長に迫りたるに，如何にしても人民より上納なき故共々に督促なし呉れとの頼みに，教員も夫々督促せしに，村民は誠に申し訳もなしいずれ明日との挨拶をなし置き，翌日四五人連にて鍋釜を持参し先づ是にても御請取り下されとの口上に，教員も村民の困難を推察し，先の督促は我が誤りなりとて，却って詫びを言い帰せしよし」

10）岩手日々新聞，第144号，明治20年3月18日，によれば，仁王役場より明治19年度学校費の未納督促を受けた住民，土村某は次のように答えて吏員を「当惑」させた。「・・・果ては全体学校と云ふ者は人民の厄介者だ。別段学校へやったとて上等な官史にもなられず，手振足振りなど発狂人の様な稽古は無益の親玉・・・」（句読点筆者）

11）岩手県学務課，参考諸器械準備ノ儀に付体操伝習所へ回答，明治18年12月16日，明治18年岩手県公文類纂，また岩手県教育史資料集，第13集，113頁.

12）岩手県教育委員会(編)，岩手近代教育史，第4巻(資料・年表編)，昭和56年，298頁.

13）明治14年9月から18年12月までの卒業生は95人。内訳は次の通り。

（明治14年9月17日　原収造着任）
明治14年12月24日卒業　16名
明治15年6月30日卒業　17名
明治16年4月30日卒業　20名
計53名
（明治17年2月23日　原収造退職）
明治17年2月26日卒業　4名
明治17年4月26日卒業　1名
明治17年5月26日卒業　5名
明治18年8月8日卒業　12名
明治18年2月27日卒業　10名
明治18年3月14日卒業　5名
明治18年7月31日卒業　5名
計42名
（明治18年12月16日　体操実施状況調査）
合計95名

岩手県教育委員会（編），岩手近代教育史，第1巻，567—70頁及び776頁より算出。

14）岩手県教育委員会（編），岩手近代教育史，第1巻，776頁

15）大久保英哲，「明治期岩手県における近代学校体育の受容過程に関する研究（その3）」盛岡大学紀要，第7号，1987，153—66頁.

16）原収造以前にも体操が行われていたこと（拙稿「明治期岩手県における近代学校体育の受容過程に関する研究（その1）盛岡大学紀要，第6号，1986，37～50頁），あるいは原収造が講習会等で体操を伝授していたこと等を考えれば，50校の指導者が全て皆師範学校卒業生であったと考えることはできないであろう。それらの比率を明らかにすることは今後の課題である。

17）岡井益太郎，西南閉伊郡小学督業官岡井益太郎西南閉伊郡学事巡視功程進達，明治19年8月11日，明治19年岩手県公文類纂

18) 津田智子，明治初期奈良県における学校運動場の研究，昭和58年度奈良女子大学大学院文学研究科修士論文，1983。またこの津田論文については，山本徳郎「スポーツと体操―反時代的考察」，奈良女子大学体育学教室（編），からだロジー入門，150頁，大修館，1989でも言及されている。

19) 梅根悟「運動場の歴史―中教審答申がそこへの回帰を指向している明治中期改革とは何であったか―」，私の中教審答申批判，明治図書，1965年，63―101頁.

20) 運動場の拡大や啞鈴等の確保は教員や篤志家の寄付によって行われることが多かった。一例を上げれば，明治19年盛岡市東中野村高橋米蔵は畑約190坪を運動場用に上小路小学校に寄付（巌手新聞，明治19年４月14日，第568号），仁王小教員一同同校へ啞鈴50組を寄付（岩手日々新聞，明治19年11月10日，第45号）等。

21) 谷釜了正，「運動場の定型化の要因―小学校屋外運動場設置基準の法制化の過程（明治５―32年）に関する一考察」，体育学研究第24巻４号，1980年，265―79頁.

22) 福地豊樹・萩原豊，「明治期における群馬県下の小学校屋外運動場設置状況に関する史的考察」，群馬大学教育学部紀要・芸術・技術・体育・生活科学編，第17巻，1981年，21―41頁.

23) 教育令，1789（明治12）年９月29日，太政官布告40号，神田修・山住正己（編），史料日本の教育（第３次改定版），学陽書房，昭和61年，118頁.

24) 岩手県学務課，公立学校設立願伺届文例文部省伺之件，明治13年４月16日，明治13年岩手県公文類纂

25) 岩手県文書課，町村立学校幼稚園書籍館設置廃止規則伺，明治14年６月21日，明治14年岩手県公文類纂

26) 岩手県学務課，既設ニ係ル学校設置開申方各郡役所へ御達，明治16年10月９日，明治16年岩手県公文類纂，また岩手県教育史資料集第11集，27頁.

27) 杤内小学校設置伺

１．設置の目的

当小学区学齢児童ヲシテ普通教育ヲ受ケシメンカ為メ初等中等高等小学科ヲ授ク

１．名　称

公立杤内小学校

１．位　置

陸中国紫波郡杤内村26番地

１．学科学期課程

本県御成規之通

１．教科用書籍及器械

本県御成規之通

１．試験法

本県御成規之通

通　則

第１　入学退学等の規則

本県御成規之通

第２　休業定日

本県御成規之通

第３　授業科規則

第１款　授業料ヲ分ツテ一業ニ二等トス一等ハ金５銭，二等ハ金３銭トスル事

第２款　生徒一人ニ付毎月二十日一等ノ授業料ヲ納ムル可キ事

第３款　二等ノ授業料ヲ納ムル者ハ父母或ハ後見人ヨリ其由ヲ申出学務委員ノ軍届ヲ得可キ事

第４款　一家二人ノ子女ヲシテ入校セシムル者ハ学務委員ニ其由ヲ陳シ二等ノ授業料ヲ納ムヘキ事。但シ三人以上入校スル者ハ二人ノ外授業料ヲ納ムルニ及ハス

第５款　貧窮ニシテ授業料ノ納ムル能ハザル者ハ伍長又ハ隣家ノ証ヲ得其由ヲ父母或ハ後見人ヨリ学務委員ニ申出デ相違ナキニ於テハ免除スヘシ

第４　生徒必得

本県御成規之通

第５　生徒罰則

本県御成規之通

１．教員職務心得

教員　助手

本県御成規之通

１．教員等人員

訓導　１名

１．助手人員　２名

１．教員俸給

訓導月俸　金７円

助手月俸　金４円但シ１人ニ付金２円宛

１．教員学力品行及び履歴

1．生徒人員
　　83名
1．敷地建物
　　別冊之通
1．歳入歳出予算
　　金194円　歳入
　　内　金174円　協議集金
　　金　20円　生徒授業料
　　金194円　歳出
　　内　金84円　教員給料
　　金　48円　助手給料
　　金5円　旅費
　　金　12円　諸給料
　　金　5円　営繕費
　　金　15円　書籍器械費
　　金　7円　筆墨紙費
　　金　7円　薪炭油費
　　金　5円　生徒試験費
　　金　3円　借用賃費
　　金　3円　雑費
1．保護負担の町村
　　紫波郡　江柄村
　　杤内村
　　北沢村
右之通既設事項開申候也
明治16年2月21日
紫波郡江柄，杤内，北沢村学区学務委員
横沢久吉
岩手県令　島惟精　殿

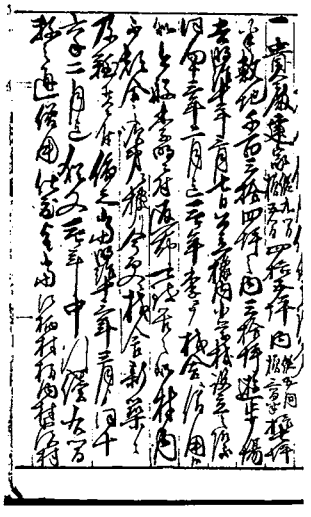

図2　紫波郡杤内小学校校舎・敷地借用証（一部）

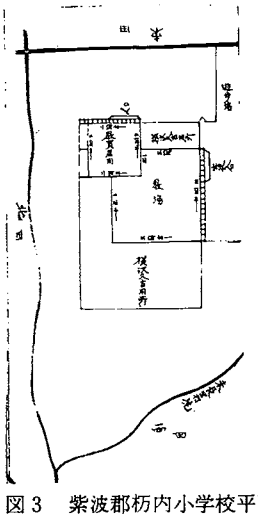

図3　紫波郡杤内小学校平面図
（綴処理のため右端を欠く）

付記　1．本論稿の作成に当っては，大富俊子氏の史料収集と集計・分析に負うところが大きかった。記してその労に感謝したい。
2．第2部巻末に明治16・17年分の全学校分の集計資料を付したので参照されたい。